

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市内（以下「市内」という。）の介護・障害福祉サービス事業所等に勤務する職員の奨学金の返済を支援するため、予算の範囲内において浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、福祉分野における人材の確保及び定着を図り、もって福祉サービスの安定的な提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護・障害福祉サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく別表1に掲げる事業を行う事業所又は施設をいう。
- (2) 介護・障害福祉職員等 市内の介護・障害福祉サービス事業所等において、当該介護・障害福祉サービス事業所等を利用する者に対して、入浴、排泄、食事、訓練・指導等の支援や援助、相談支援及び看護を担当する職員をいう。
- (3) 常勤 介護・障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該介護・障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週36時間を下回る場合にあっては、週36時間を基本とする。）に達していることをいう。
- (4) 奨学金 修学に要する費用に充てることを主な目的として、介護・障害福祉職員等が本人の名義で借り受けた勤務条件等による返済免除制度のない資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表2に掲げるもの
 - イ アに定めるもののほか、市長がアに定めるものに準じると認めたもの

(奨励金の交付対象者)

第3条 この要綱による奨励金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内の介護・障害福祉サービス事業所等（以下「対象事業所」という。）を運営する法人等（当該法人等が運営する対象事業所及び他の法人等が運営する対象事業所の間で人事異動を行う等相互に密接な関連を有すると市長が認めた場合における当該他の法人等は、当該法人等と同一の法人等とみなす。以下同じ。）に常勤の介護・障害福祉職員等として直接雇用された者であること。
- (2) 前号の雇用された日が、第6条第1項の規定による申請をしようとする日（以下「申請日」という。）から起算して満3年を経過しない者であること。
- (3) 申請日から申請日の属する年度の末日までの間、常勤の介護・障害福祉職員等として

勤務していること。

- (4) 申請日の属する年度において、自らが奨学金を返済していること。
- (5) 奨励金の交付を受けたことがないこと（第6条第2項の規定による交付の決定（第7条第2項の規定による変更の交付の決定を含む。以下「交付決定」という。）を受けた者が引き続き同一の法人等に常勤の介護・障害福祉職員等として直接雇用されている場合であって、当該交付決定を受けた日の属する年度の翌年度において第6条第1項の規定による申請をしようとするときを除く。）。
- (6) 申請日の属する年度において、この要綱以外の要綱その他の規程に基づき、奨学金を対象とした類似の補助制度による補助を受けていないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

（奨励金の交付対象経費及び奨励金の額）

第4条 奨励金の交付対象経費は、対象者本人が奨学金の返済をした額のうち、申請日の属する年度中に返済をした額の合計額とする。

- 2 奨励金の額は、前項に規定する交付対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1年度につき24万円を限度とする。

（奨励金の交付限度）

第5条 奨励金の交付は、初めて交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）の属する年度から起算して連続する3年度を限度とする。

（交付申請及び交付決定）

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象者は、年度ごとに浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明する資料
- (4) その他市長が必要と認めた資料

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付の可否及び交付すべき奨励金の額を決定し、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付申請及び変更交付決定）

第7条 前条第2項の規定による交付の決定を受けた者は、当該交付の決定に係る申請の内容を変更しようとする場合は、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金変更交付申請書（様式第5号）に当該変更の内容が確認できる資料を添えて、速やかに市長に申請し

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求及び支払）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める期日までに、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付請求書（様式第7号）に貸与機関が発行する奨学金の返済証明書その他奨学金の返済を証明する資料を添えて、市長に奨励金の交付を請求しなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、交付決定日の属する年の翌年3月（当該交付決定日が1月1日から3月末日までの間にある場合にあっては、当該年の3月）に年1回行うものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、交付決定日が4月1日から9月末日までの間にある場合は、第1項の規定による請求は、交付決定日の属する年の10月及び当該年の翌年3月に年2回行うことができるものとする。この場合においては、4月1日から9月末日までの間に交付決定者が奨学金の返済をした額の合計額の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額とし、12万円を限度とする。）を10月に請求し、交付決定額（交付決定を受けた額をいう。）から10月に請求した額を控除した額を翌年3月に請求するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、請求者に奨励金を交付するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定による請求がされない場合は、奨励金は交付しない。

（奨励金の交付を受ける者の責務）

第9条 奨励金の交付を受ける者は、本市の福祉サービスの質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、常勤の介護・障害福祉職員等として継続して勤務するよう努めなければならない。

（届出の義務）

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金退職等届出書（様式第8号）により、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による申請（第7条第1項の規定による申請をした場合にあつては、当該申請）をした日の属する年度（以下「申請年度」という。）中に介護・障害福祉サービス事業所等を退職したとき又は療養休暇等の長期休暇の取得、欠勤その他の理由により1か月以上勤務しないこととなったとき。
- (2) 申請年度中に勤務する介護・障害サービス事業所等の異動があったとき。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、及び交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けた場合
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消し、交付した奨励金の返還を命じるときは、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付決定取消及び返還命令書(様式第9号)により通知し、期限を定めて交付した奨励金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(浜松市介護職員等奨学金返済支援奨励金交付要綱の廃止)

2 浜松市介護職員等奨学金返済支援奨励金交付要綱(令和4年2月1日施行)は、廃止する。

(浜松市介護職員等奨学金返済支援奨励金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 令和7年度において、前項の規定による廃止前の浜松市介護職員等奨学金返済支援奨励金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第6条第2項の規定による浜松市介護職員等奨学金返済支援奨励金(以下「介護奨励金」という。)の交付の決定(旧要綱第7条第2項の規定による介護奨励金の変更の交付の決定を含む。以下「介護奨励金交付決定」という。)を受けた者については、初めて介護奨励金交付決定を受けた日の属する年度から起算して連続する3年度を限度として、なお旧要綱の規定の例により、介護奨励金の交付を受けることができる。

4 前項の規定に定めるもののほか、必要な経過措置は、市長が定める。

別表1（第2条関係）

介護老人福祉施設	居宅介護
介護老人保健施設	重度訪問介護
介護医療院	同行援護
訪問介護	行動援護
（介護予防）訪問入浴介護	療養介護
通所介護	生活介護
（介護予防）短期入所生活介護	短期入所
（介護予防）短期入所療養介護	重度障害者等包括支援
（介護予防）通所リハビリテーション	施設入所支援
ミニデイ型通所サービス	自立訓練
（介護予防）特定施設入居者生活介護	就労選択支援
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	就労移行支援
夜間対応型訪問介護	就労継続支援
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	就労定着支援
看護小規模多機能型居宅介護	自立生活援助
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	共同生活援助
（介護予防）認知症対応型通所介護	地域相談支援
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画相談支援
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	児童発達支援
地域密着型通所介護	放課後等デイサービス
居宅介護支援	居宅訪問型児童発達支援
介護予防支援	保育所等訪問支援
養護老人ホーム	障害児入所施設
軽費老人ホーム	指定発達支援医療機関
訪問看護	障害児相談支援
救護施設	

別表 2 (第 2 条関係)

交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金 (教育支援費・就学支度金)
母子父子寡婦福祉資金貸付金
地方公共団体又は学校等奨学金
独立行政法人日本学生支援機構奨学金 (第一種及び第二種)

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付申請書

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円 年間返済金額 ÷ 2（千円未満切捨て）

2 返済計画書

返済月	返済金額	返済月	返済金額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
年間返済金額			円

3 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、

取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

4 添付書類

- (1) 雇用証明書(様式第2号)
- (2) 同意書(様式第3号)
- (3) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明する資料
- (4) その他市長が必要と認めた資料(市外に居住する方は納税証明書等未納が確認できる資料)

様式第2号（第6条関係）

雇用証明書

（あて先）浜松市長

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者
(署名又は記名押印をしてください。)
連絡先

下記の者は、次のとおり在職し、介護・障害福祉職員等として勤務していることを証明します。

記

氏 名	
住 所	
勤 務 先	
連 絡 先	
採用年月日	年 月 日
採用形態	
職 種	
備 考	

様式第3号（第6条関係）

同意書

（あて先）浜松市長

私は、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱に係る奨励金交付申請にあたって、次の事項について同意します。

記

同意事項

- （1）私の住民記録の登録について、浜松市が確認すること。
- （2）市税の納付状況について、浜松市が確認すること。
- （3）私の当該制度の利用情報について、浜松市が関係機関に照会すること。
- （4）私の在籍状況について、浜松市が事業者又は関係機関へ確認をすること。

年 月 日

住所

氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

様式第4号（第6条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金の交付について、次のとおり決定します。

記

交付決定額

金 円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金変更交付申請書

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり変更申請します。

記

変更内容

添付書類

- （1）変更内容に関する資料等
- （2）その他市長が必要と認めた資料

様式第6号（第7条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請があった浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金
の変更交付について、次のとおり決定します。

記

交付決定額

金 円

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜 松 市 長

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付請求書

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で決定を受けた奨励金について、浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱第8条の規定により請求します。市に対する私の債権に係る支払は、次の口座に振込んでください。

請求金額 金 _____ 円
(内訳 月から 月分)

振込先

フリガナ							
口座名義人							
振込先金融機関	銀行						本店
	金庫						支店・営業部
	農協						出張所
預金種別・口座番号	普通・当座・貯蓄・別段・その他						

※口座番号は7桁で記入してください。7桁に満たない場合は頭に0をつけてください。

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金の交付請求について、下記のとおり証明します。_____は請求日現在、介護・障害福祉職員等として週36時間以上の勤務を継続しています。

法人所在地
法 人 名
代 表 者

(署名又は記名押印をしてください。)

連絡先電話番号

(担当者氏名)

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金退職等届出書

浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届出します。

届出内容

<input type="checkbox"/>	退職	退職日 年 月 日
<input type="checkbox"/>	1月以上の長期休暇	休暇開始日 年 月 日 休暇終了（予定）日 年 月 日
<input type="checkbox"/>	介護・障害福祉サービス事業所等の異動	異動日 年 月 日

※該当するものに○をつけてください。

- ・1月以上の長期休暇又は介護・障害福祉サービス事業所等の異動の場合は下記の添付書類を提出ください。

添付書類

- （1）雇用証明書（様式第2号）
- （2）その他市長が必要と認めた資料

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付決定取消及び返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号により通知した浜松市地域福祉人材奨学金返済支援奨励金交付決定の全部（一部）を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

交 付 決 定 額	円
取 り 消 し 金 額	円
返 還 金 額	
返 還 期 限	年 月 日
取り消しを命ずる理由 返還を命ずる理由	